

## 平成 16 年第 3 回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																
◎予算案 総務局 ( 8 件)	平成 16 年度三重県一般会計補正予算 (第 2 号)  平成 16 年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算 (第 1 号)  平成 16 年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)  平成 16 年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算 (第 1 号)  平成 16 年度三重県水道事業会計補正予算 (第 1 号)  平成 16 年度三重県工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)  平成 16 年度三重県電気事業会計補正予算 (第 1 号)  平成 16 年度三重県病院事業会計補正予算 (第 1 号)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">予 算</td> <td style="width: 15%;">8 件</td> <td rowspan="6" style="width: 10%; vertical-align: middle;">} 議案 79 件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>15 件</td> </tr> <tr> <td>その 他</td> <td>56 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>16 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>99 件</td> <td></td> </tr> </table>	予 算	8 件	} 議案 79 件	条 例	15 件	その 他	56 件	報 告	16 件	認 定	4 件	提 出	1 件	計	99 件	
予 算	8 件	} 議案 79 件																
条 例	15 件																	
その 他	56 件																	
報 告	16 件																	
認 定	4 件																	
提 出	1 件																	
計	99 件																	

区 分	件 名	概 要
◎条例案 (15件) 地域振興部	三重県議会の議員及び三重県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例案	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第3条第3項及び第5条後段の規定に基づき、三重県議会の議員及び三重県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成16年11月19日から施行)</p> <p>(主な制定項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県議会の議員及び三重県知事の選挙の投票については、四日市市の区域内の投票区に限り、電磁的記録式投票機を用いた投票方法(電子投票)により行う。</li> <li>・電磁的記録式投票機における表示の方法について、必要な事項を定める。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
地域振興部 つづき	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて改正を行うものである。</p> <p>(平成16年11月1日、同年12月6日、平成17年1月1日、同月11日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の事務を亀山市が処理することとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 租税特別措置法に基づく事務</li> <li>(2) 農地法に基づく事務</li> </ul> </li> <li>・ 伊賀市の設置に伴い、次の事務を伊賀市が処理することとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 土地区画整理法に基づく事務</li> <li>(2) 三重県屋外広告物条例に基づく事務</li> </ul> </li> <li>・ 桑名市の設置に伴い、公職選挙法施行令に基づく事務を処理することとする市町村から長島町を除くものとする。</li> <li>・ 桑名市の設置に伴い、次の事務を桑名市が処理することとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく事務</li> <li>(2) 三重県屋外広告物条例に基づく事務</li> </ul> </li> <li>・ 松阪市の設置に伴い、次の事務を松阪市が処理することとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 浄化槽法に基づく事務</li> <li>(2) 三重県屋外広告物条例に基づく事務</li> </ul> </li> <li>・ 亀山市の設置に伴い、次の事務を亀山市が処理することとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく事務</li> <li>(2) 三重県屋外広告物条例に基づく事務</li> </ul> </li> </ul>

区 分	件 名	概 要
総務局	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案	<p>伊賀市、桑名市、松阪市及び亀山市の設置に伴い、必要な改正を行うものである。            (平成16年11月1日、同年12月6日、平成17年1月1日、同月11日から施行)            (主な改正項目)            ・行政機関の位置及び所管区域についての規定を改正する。</p>
	伊賀市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例案	<p>伊賀市の設置に伴い、関係条例の規定を整理するものである。            (平成16年11月1日から施行)            (主な改正項目)            ・次に掲げる条例において規定を整理する。            (1) 三重県立高等学校条例            (2) 三重県公営企業の設置等に関する条例            (3) 三重県上野森林公園条例</p>
	桑名市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例案	<p>桑名市の設置に伴い、関係条例の規定を整理するものである。            (平成16年12月6日から施行)            (主な改正項目)            ・次に掲げる条例において規定を整理する。            (1) 三重県公営企業の設置等に関する条例            (2) 三重県流域下水道条例            (3) 都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模等を定める条例</p>

区 分	件 名	概 要
総務局 つづき	松阪市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例案	<p>松阪市の設置に伴い、関係条例の規定を整理するものである。 (平成17年1月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる条例において規定を整理する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 三重県立高等学校条例</li> <li>(2) 三重県公営企業の設置等に関する条例</li> <li>(3) 三重県農業大学校条例</li> <li>(4) 三重県流域下水道条例</li> <li>(5) 三重県中央卸売市場条例</li> </ol> </li> </ul>
	亀山市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例案	<p>亀山市の設置に伴い、関係条例の規定を整理するものである。 (平成17年1月11日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる条例において規定を整理する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 三重県公営企業の設置等に関する条例</li> <li>(2) 三重県流域下水道条例</li> </ol> </li> </ul>
県土整備部	三重県道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例案	<p>電気通信事業法等の一部改正等に伴い、関係条例の規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる条例において規定を整備する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 三重県道路占用料等徴収条例</li> <li>(2) 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例</li> <li>(3) 三重県港湾施設管理条例</li> <li>(4) 三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>(5) 三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例</li> <li>(6) 三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例</li> </ol> </li> </ul>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	三重県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例案	<p>障害者基本法の一部改正に伴い、規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日(一部政令で定める日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県障害者施策推進協議会についての規定を整備する。</li> </ul>
環境森林部	三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例案	<p>都市再生特別措置法の一部改正にかんがみ、都市計画に定められる対象事業に関する特例について改正を行うものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生特別措置法の規定に基づき都市計画の決定又は変更をする市町村は、都市計画に定められる対象事業に係る事業者に代わるものとして環境影響評価その他の手続を行うものとする。</li> </ul>
生活部	三重県モーターボート及びヨット事故防止条例の一部を改正する条例案	<p>船舶職員法等の一部改正にかんがみ、規定を整備するものである。</p> <p>(平成16年11月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モーターボート等の定義についての規定を整備する。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
農水商工部	三重県地域農業改良普及センター条例の一部を改正する条例案	<p>伊賀市、松阪市及び亀山市の設置に伴い、必要な改正を行うものである。  (平成16年11月1日、平成17年1月1日、同月11日から施行)  (主な改正項目)  ・地域農業改良普及センターの位置及び所管区域についての規定を改正する。</p>
県土整備部	三重県都市公園条例の一部を改正する条例案	<p>都市公園法の一部改正に伴い、除却した工作物等の保管、売却等についての規定等を整備するものである。  (都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行の日から施行)  (主な改正項目)  ・除却した工作物等の保管に係る公示は、その名称、形状、数量等を14日間規則で定める場所に掲示するものとする。  ・保管した工作物等は、取引の実例価格、その使用年数等を勘案して価額を評価し、規則で定めるところにより売却するものとする。</p>
	三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例案	<p>都市計画法の一部改正に伴い、規定を整備するものである。  (公布の日から施行)  (主な改正項目)  ・条例の適用除外についての規定を整備する。</p>

区 分	件 名	概 要
地域振興部	三重県立ゆめドームうえの 条例の一部を改正する条例 案	伊賀市の設置に伴い規定を整理するとともに、使用料につ いての規定を整備するものである。 (平成16年11月1日から施行)  (主な改正項目) ・伊賀市の設置に伴い、三重県立ゆめドームうえのの設置等につ いての規定を整理する。 ・フットサルコート1面当たりの使用料の額は、バスケットボールコ ート1面当たりの使用料の額と同額とする。
◎その他議案 (56件) 地域振興部	市町の廃置分合について	地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定 により、平成17年2月7日から三重郡楠町を廃し、その区 域を四日市市に編入するものである。
総務局	工事請負契約について	工事名：三重県四日市庁舎耐震化及びバリアフリー改修工事 場所：四日市市新正4丁目21-5 契約金額：1,218,000,000円

区 分	件 名	概 要
農水商工部	工事請負契約の変更について	<p>工事名：中南勢 2 期地区広域農道事業松阪工区 2 号トンネル 工事</p> <p>場 所：(自) 松阪市上蛸路町地内 (至) 松阪市山室町地内</p> <p>契約金額：変更前 604,800,000 円 変更後 641,124,750 円</p>
県土整備部	工事請負契約の変更について	<p>一般国道 167 号第二伊勢道路 (仮称) 2 号橋国補橋梁整備工事 (下部工)</p> <p>○場所 鳥羽市河内町 地内</p> <p>○契約金額 変更前 736,050,000 円 変更後 823,242,000 円</p>
	工事請負契約の変更について	<p>一般国道 260 号志摩 B P (仮称) 和具浦大橋国補橋梁整備 (上部工) 工事</p> <p>○場所 志摩郡志摩町和具 地内</p> <p>○契約金額 変更前 3,176,688,900 円 変更後 3,174,203,025 円</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	工事請負契約の変更について	主要地方道四日市多度線 地方特定道路整備工事（東名阪横断自歩道トンネル） ○場所 四日市市伊坂町 地内 ○契約金額 変更前 530,250,000 円 変更後 551,968,200 円
	工事請負契約の変更について	中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川幹線（第4工区）管渠工事 ○場所 津市栗真中山町 ～ 大里窪田町 地内 ○契約金額 変更前 1,075,588,500 円 変更後 1,044,942,150 円
	工事請負契約の変更について	宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センタースクリーンポンプ棟（土木・建築）建設工事 ○場所 伊勢市大湊町 地内 ○契約金額 変更前 2,722,802,250 円 変更後 2,730,433,650 円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	工事請負契約の変更について	<p>宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター（1系1～2池）水処理施設（土木・建築）建設工事</p> <p>○場所 伊勢市大湊町 地内</p> <p>○契約金額 変更前 1,583,316,000 円 変更後 1,577,937,900 円</p>
	工事請負契約の変更について	<p>宮川流域下水道（宮川処理区）外宮幹線（第3工区）管渠工事</p> <p>○場所 伊勢市吹上2丁目～岩淵1丁目 地内</p> <p>○契約金額 変更前 712,950,000 円 変更後 781,295,550 円</p>
	工事請負契約の変更について	<p>宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター管理本館建築工事</p> <p>○場所 伊勢市大湊町 地内</p> <p>○契約金額 変更前 565,950,000 円 変更後 573,470,100 円</p>

区 分	件 名	概 要
地域振興部	財産の取得について	電子県庁・電子自治体推進事業用導入機器の購入 (平成11年度に配備したパソコンを更新するもの) ○契約金額 135,135,000 円
警察本部	財産の取得について	APR形警察移動通信システム移動無線機の購入 (平成16年度国費整備に併せて県費整備を図るもの) ○ 契約金額 172,345,845 円
農水商工部	和解について	県営広域農道の法面用地売却契約を締結するも、所有権移転登記ができないため、訴訟上の和解によって契約の解除を行う。

区 分	件 名	概 要
県土整備部	損害賠償の額の決定及び和解について	一般国道306号道路改築事業において、未買収の道路予定地の着工に係る損害賠償について、県は裁判所の和解勧告を受けて、訴訟上の和解を行うものとする。
教育委員会	損害賠償の額の決定及び和解について	平成16年6月21日、三重県立桑名高等学校において、台風6号の暴風雨により、学校敷地内に設置してあった「止まれ」表示標識のプレートが飛び離れ、附近に駐車中の自家用車の右側ドアミラーを損傷したことについて、損害賠償の額を次のとおり決定し、これに伴う和解をする。 損害賠償額 22,155 円
	損害賠償の額の決定及び和解について	平成16年6月21日、三重県立桑名高等学校において、台風6号の暴風雨により、給食室の軒樋約8mが学校隣接民家へ飛散し、当該民家の駐車場に駐車中の自家用車の左側後方一部を損傷したことについて、損害賠償の額を次のとおり決定し、これに伴う和解をする。 損害賠償額 33,453 円



区 分	件 名	概 要
総務局 つづき	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するため、協議するものである。</p> <p>（平成16年12月5日で事務受託を廃止する団体）</p> <p>桑名市 多度町 長島町</p>
防災危機管理局	出捐について	<p>被害者生活再建支援法の一部改正に基づき、居住安定支援制度が創設されたことに伴い、この制度を運営するための基金を管理する財団法人 都道府県会館に対し出捐するものである。</p> <p>○県の出捐金額 452,341千円</p>
病院事業庁	三重県病院事業欠損金の資本剰余金による処理について	<p>平成15年度三重県病院事業未処理欠損金を資本剰余金をもってうめるため、地方公営企業法施行令第24条の3第2項の規定により提案するものである。</p>
県土整備部	専決処分承認について	<p>訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○株式会社若鈴 受注分</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の承認について	訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○杉山コンサルタンツ株式会社 受注分
	専決処分の承認について	訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○南海カツマ株式会社 受注分
	専決処分の承認について	訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○丸栄調査設計株式会社 受注分
	専決処分の承認について	訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○株式会社新東海コンサルタント 受注分

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の承認について	訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○株式会社三重新成コンサルタント 受注分
	専決処分の承認について	訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○三和測量設計株式会社 受注分
	専決処分の承認について	訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○株式会社三洋開発 受注分

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の承認について	訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○株式会社カギテック 受注分
	専決処分の承認について	訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○株式会社共同技術コンサルタント 受注分
	専決処分の承認について	訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○株式会社弘洋コンサルタンツ 受注分

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の承認について	訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○山岡測量設計株式会社 受注分
	専決処分の承認について	訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○三重測量設計株式会社 受注分
	専決処分の承認について	訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○株式会社東海共同測量設計コンサルタント 受注分
	専決処分の承認について	訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○株式会社名張測量設計 受注分

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の承認について	訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○笹村測量設計株式会社 受注分
	専決処分の承認について	訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○桔梗測量設計株式会社 受注分
	専決処分の承認について	訴えの提起（和解を含む。）について （測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求） （※ 農水商工部と合わせ上程） ○損害額に争いのない受注業者が分割払を行う場合に、損害額に争いのある参加業者14社に対して連帯債務を履行請求する分

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の承認について	和解について (測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求) (※ 農水商工部と合わせ上程) ○相手方 株式会社松阪コンサルタント 代表取締役 竹内 房生
	専決処分の承認について	和解について (測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求) (※ 農水商工部と合わせ上程) ○相手方 株式会社志登茂コンサルタント 代表取締役 増村 一則





区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の承認について	和解について (測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求) (※ 農水商工部と合わせ上程) ○相手方 正和測量設計株式会社 代表取締役 中尾 五郎
	専決処分の承認について	和解について (測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求) (※ 農水商工部と合わせ上程) ○相手方 株式会社見取コンサルタント 代表取締役 見取 誠二



区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の承認について	和解について (測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求) (※ 農水商工部と合わせ上程) ○相手方 ミヤタ測量設計コンサルタント株式会社 代表取締役 水谷 秀志
	専決処分の承認について	和解について (測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求) (※ 農水商工部と合わせ上程) ○相手方 CSGコンサルタント株式会社 代表取締役 安藤 澄代



区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の承認について	和解について (測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求) (※ 農水商工部と合わせ上程) ○相手方 株式会社明和プラテック 代表取締役 細瀬 昭誠
◎報告 (16件) 県土整備部	専決処分の承認について  専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	和解について (測量設計業務の入札にかかる談合による損害賠償請求) (※ 農水商工部と合わせ上程) ○相手方 株式会社北斗エス・イー・シー 代表取締役 粉井 収  県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起 (和 解を含む。)を行った。

区 分	件 名	概 要
総務局	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 5 月 19 日南牟婁郡紀和町矢ノ川地内の県道において発生した紀南県民局企画調整部(企画調整・防災室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 80,000 円
農水商工部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 3 月 17 日鈴鹿市木田町地内の県道において発生した北勢県民局農林商工部(農林業振興・普及チーム)(※現北勢県民局農政商工部農政・普及室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 56,858 円
県土整備部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 4 月 27 日熊野市井戸町地内の市道において発生した紀南県民局建設部(総務・管理・建築室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 88,376 円

区 分	件 名	概 要
警察本部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 15 年 12 月 17 日四日市市本町地内の市道において 発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故 に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 303,425 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 1 月 10 日四日市市小杉町地内の市道において 発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故 に関して損害賠償の額について和解した。 (1) 損害賠償額 210,695 円 (車両)  (2) 損害賠償額 236,861 円 (塀)
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 2 月 12 日四日市市東新町地内の空地において 発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故 に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 25,000 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 2 月 15 日いなべ市員弁町地内の国道 421 号に おいて発生した員弁警察署に係る自動車による公務上の事 故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 484,550 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 2 月 17 日阿山郡伊賀町大字御代地内の名阪国 道において発生した上野警察署に係る自動車による公務上 の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 16,590 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 2 月 18 日松阪市山室町地内の市道において発 生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して 損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 35,179 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 4 月 9 日四日市市松原町地内の駐車場におい て発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事 故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 256,578 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 6 月 1 日愛知県知多市にしのみ台地内の駐車場 において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の 事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 99,876 円
県土整備部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 14 年 10 月 24 日鈴鹿市河田町地内の県道神戸長沢線 において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害 賠償の額について和解した。 損害賠償額 553,473 円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 15 年 7 月 11 日阿山郡大山田村上阿波地内の国道 163 号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損 害賠償の額について和解した。 損害賠償額 40,681 円
企業庁	平成15年度三重県電気事業 会計継続費精算報告書	R D F 燃焼施設受託事業 R D F 発電施設建設事業  (地方公営企業法施行令第18条の2第2項)
◎認定 (4件)  企業庁	議会の議決すべき事件以外 の契約等について          平成 15 年度三重県水道事 業決算	地方公営企業の業務に関する予定価格 5 億円以上の工事又 は製造の請負の変更契約 契約の名称 内径 1350 耗配水管布設工事 (四期 別名) 場所 四日市市大字東阿倉川地内～別名 4 丁目地内 契約金額 変更前 711,900,000 円 変更後 718,688,250 円  地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき	平成 15 年度三重県工業用 水道事業決算	地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づくもの。
	平成 15 年度三重県電気事 業決算	地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づくもの。
病院事業庁	平成 15 年度三重県病院事 業決算	地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づくもの。